第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	5,000,000,000
計	5,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（平成18年３月31日）	提出日現在発行数（株）（平成18年６月28日）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	2,070,018,213	2,070,018,213	東京・大阪・名古屋各市場第一部、ロンドン、フランクフルト、スイス	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	2,070,018,213	2,070,018,213	－	－

（注） 提出日現在の株式の発行数には、平成18年６月１日から本報告書提出日までの間の新株予約権の行使（旧商法に基づく新株引受権の行使を含む。）により発行した株式の数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

① 2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（平成14年５月27日発行）

	事業年度末現在（平成18年３月31日）	提出日の前月末現在（平成18年５月31日）
新株予約権付社債の残高（百万円）	250,000	250,000
新株予約権の数（個）	50,000	50,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	208,159,866	208,159,866
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	1,201	1,201
新株予約権の行使期間	平成14年６月10日 ～平成21年５月13日（注）	平成14年６月10日 ～平成21年５月13日（注）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,201 資本組入額 601	発行価格 1,201 資本組入額 601
新株予約権の行使の条件	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。	(1) 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権の行使はできないものとする。 (2) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	譲渡制限はない。

（注） 繰上償還の場合には、当該償還日の前銀行営業日までであります。

提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（旧商法第280条ノ19第１項に基づく新株引受権（ストックオプション））は次のとおりであります。

①　平成12年６月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 （平成18年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年５月31日）
新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（千株）	500	500
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	3,563	3,563
新株予約権の行使期間	平成12年８月１日 ～平成22年６月29日	平成12年８月１日 ～平成22年６月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　3,563 資本組入額　1,782	発行価格　3,563 資本組入額　1,782
新株予約権の行使の条件	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成12年６月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成12年６月29日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

② 平成13年６月26日定時株主総会決議

	事業年度末現在 （平成18年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成18年５月31日）
新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（千株）	715	715
新株予約権の行使時の払込金額（円／株）	1,450	1,450
新株予約権の行使期間	平成13年８月１日 ～平成23年６月26日	平成13年８月１日 ～平成23年６月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,450 資本組入額 725	発行価格 1,450 資本組入額 725
新株予約権の行使の条件	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。	(1) 権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員たる地位を失った後も、これを行使することができる。また、権利を付与された者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができる。ただし、いずれの場合にも、(2) に定める新株引受権付与契約に定める条件による。 (2) この他、権利行使の条件は、平成13年６月26日開催の定時株主総会決議及びその後の取締役会の決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	・権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成14年３月31日	19,452（注）１．	2,001,962	9,706（注）１．	324,624	9,706（注）１．	394,441
	5,281（注）２．		264（注）２．		4,564（注）２．	
平成15年３月31日	－	2,001,962	－	324,624	－	394,441
平成16年３月31日	－	2,001,962	－	324,624	△300,000（注）３．	94,441
平成17年３月31日	1（注）４．	2,001,963	0（注）４．	324,625	0（注）４．	94,442
	68,054（注）５．	2,070,018	－（注）５．	324,625	23,670（注）５．	118,113
平成18年３月31日	0（注）６．	2,070,018	0（注）６．	324,625	183（注）６．	118,297

（注）１．転換社債の株式への転換（平成13．４．１～14．３．31）

２．富士通システムコンストラクション株式会社との株式交換

株式交換日　：平成13年８月１日

株式交換比率：富士通システムコンストラクション株式会社の株式１株につき当社の新株式0.741株の割合

３．旧商法第289条第２項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。（平成15年８月９日）

４．転換社債の株式への転換（平成16．４．１～17．３．31）

５．富士通サポートアンドサービス株式会社との株式交換

株式交換日　：平成16年10月１日

株式交換比率：富士通サポートアンドサービス株式会社の株式１株につき当社の新株式2.72株の割合

６．下記完全子会社５社を吸収合併（新株を発行しない簡易合併）

株式会社富士通インフォソフトテクノロジ、株式会社富士通プライムソフトテクノロジ、株式会社富士通ハイパーソフトテクノロジ、富士通ネットワークテクノロジーズ株式会社、富士通モバイルコミュニケーションテクノロジーズ株式会社

合併登記日：平成17年７月１日

(4) 【所有者別状況】

平成18年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	208	85	1,885	677	71	192,321	195,247	－
所有株式数（単元）	－	657,640	27,089	295,021	559,236	267	512,090	2,051,343	18,675,213
所有株式数の割合（%）	－	32.06	1.32	14.38	27.26	0.01	24.97	100	－

（注）１．自己株式2,381,748株は「個人その他」に2,381単元及び「単元未満株式の状況」に748株を含めて記載しております。
なお、自己株式2,381,748株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は2,380,738株であります。

２．「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ174単元及び50株含まれております。

３．富士電機グループ各社が退職給付信託として信託銀行に信託している当社株式138,239単元は、「その他の法人」に記載しております。

(5) 【大株主の状況】

平成18年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番３号	188,609	9.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目８番11号	109,159	5.27
富士電機ホールディングス株式会社	川崎市川崎区田辺新田１番１号	94,663	4.57
富士電機システムズ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番２号	64,908	3.14
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町二丁目６番１号	40,299	1.95
富士電機機器制御株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番２号	36,886	1.78
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	32,654	1.58
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 （常任代理人　株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室）	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. （東京都中央区日本橋兜町６番７号）	31,314	1.51
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｂ口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	27,522	1.33
富士通株式会社従業員持株会	川崎市中原区上小田中４丁目１番１号	21,698	1.05
計	－	647,715	31.29

（注）１．日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｂ口）の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。

２．富士電機ホールディングス株式会社、富士電機システムズ株式会社及び富士電機機器制御株式会社の所有株式のうち、それぞれ1,962千株、64,487千株、36,506千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、それぞれ各社の指図により行使されることとなっております。上記を含め、富士電機グループが退職給付信託財産として所有する当社株式は、合計138,242千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合6.68%）であります。

３．株式会社みずほコーポレート銀行の所有株式のうち、212千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権行使については、株式会社みずほコーポレート銀行の指図により行使されることとなっております。

４．バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社から平成18年１月16日付で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成17年10月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

大量保有者（共同保有）	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 他11社
保有株式数	111,475,042株
発行済株式に対する保有の割合	5.39%

５．フィデリティ投信株式会社から平成18年４月14日付で大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成18年３月31日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主には含めておりません。なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

大量保有者	フィデリティ投信株式会社
保有株式数	82,838,000株
発行済株式に対する保有の割合	4.00％

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成18年３月31日現在

区分	株式数（株）		議決権の数（個）	内容
無議決権株式		－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）		－	－	－
議決権制限株式（その他）		－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式	2,452,000	－	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式	2,048,891,000	2,048,891	同上
単元未満株式	普通株式	18,675,213	－	同上
発行済株式総数		2,070,018,213	－	－
総株主の議決権		－	2,048,891	－

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、174,000 株（議決権の数174個）含まれております。

②【自己株式等】

平成18年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
富士通㈱	東京都港区東新橋一丁目５番２号	2,380,000	－	2,380,000	0.11
北陸コンピュータ・サービス㈱	富山県富山市婦中町島本郷47番地４号	18,000	24,000	42,000	0.00
㈱北海道電子計算センター	札幌市中央区南一条西十丁目２	10,000	－	10,000	0.00
㈱テクノプロジェクト	島根県松江市学園南二丁目10番14号	9,000	－	9,000	0.00
中央コンピューター㈱	大阪市北区中之島六丁目２番27号	4,000	－	4,000	0.00
バイソルシステムズ㈱	名古屋市千種区春岡一丁目２番６号	－	7,000	7,000	0.00
計	－	2,421,000	31,000	2,452,000	0.12

（注）１．株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が上記「発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の欄に1,000株（議決権の数１個）含まれております。

２．北陸コンピュータ・サービス㈱、バイソルシステムズ㈱の他人名義所有株式は、FSA富士通持株会名義の株式のうち、各社が議決権行使の指図権を有する持分であります。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しており、旧商法第280条ノ19の規定に基づき、下表①、②の付与対象者に対して新株引受権を付与することを、平成12年６月29日及び平成13年６月26日開催の定時株主総会において決議しております。

当該制度の内容は次のとおりであります。

① 平成12年６月29日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成12年６月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注） 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる）又は権利付与日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 平成13年６月26日開催の定時株主総会決議に基づくもの

決議年月日	平成13年６月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役32名及び従業員のうち取締役に準ずる職責を持つ経営幹部18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上（注）
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

（注） 新株発行価額は、権利付与日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる）又は権利付与日の終値（終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い方とする。

なお、権利付与日以降、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換社債の転換及び新株引受権の権利行使の場合を除く）には、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。当社が時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換できる証券又は時価を下回る価額をもって新株を引き受ける権利を付与された証券を発行する場合も同様とする。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、権利付与日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

２【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

①【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

②【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社の利益配分の基本的な考え方は、株主に安定的な利益の還元を図るとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、内部留保を充実することにあります。

現在当社は、ITバブル崩壊などによる業績の悪化から回復し、成長に向けて新たな段階に差し掛かっております。加速するグローバルな市場の変化の先頭に立つため、必要な先行投資を積極的に行っております。このため、当期の１株当たりの利益配当は３円とし、年間で６円（うち中間配当３円）の配当を実施いたしました。

なお、第106期の中間配当についての取締役会決議は平成17年10月27日に行っております。

４【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第102期	第103期	第104期	第105期	第106期
決算年月	平成14年３月	平成15年３月	平成16年３月	平成17年３月	平成18年３月
最高（円）	1,815	1,094	752	788	1,073
最低（円）	711	307	300	595	560

（注） 株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	11月	12月	平成18年１月	２月	３月
最高（円）	819	898	913	1,073	1,020	1,008
最低（円）	748	727	827	917	878	873

（注） 株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場であります。

５【役員の状況】

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（千株）
代表取締役会長	秋草　直之	昭和13年12月12日	昭和36年４月　当社入社 昭和61年12月　システム本部長代理 昭和63年６月　取締役 平成３年６月　常務取締役 平成４年６月　専務取締役 平成10年６月　代表取締役社長 平成15年６月　代表取締役会長（現在に至る）	15
代表取締役社長	黒川　博昭	昭和18年４月９日	昭和42年４月　当社入社 平成10年６月　ソフト・サービス事業推進本部副本部長 平成11年６月　取締役 平成13年４月　常務取締役 平成14年６月　常務執行役 平成15年４月　経営執行役副社長 平成15年６月　代表取締役社長（現在に至る）	11
代表取締役副社長	小倉　正道	昭和21年６月30日	昭和44年４月　当社入社 平成12年４月　電子デバイス事業本部副本部長 平成12年６月　取締役 平成14年６月　常務執行役 平成15年４月　経営執行役専務 平成15年６月　取締役専務 平成18年６月　代表取締役副社長（現在に至る）	10
代表取締役副社長	小野　敏彦	昭和22年４月19日	昭和48年２月　当社入社 平成12年４月　電子デバイス事業本部副本部長 平成13年６月　取締役 平成14年６月　執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成16年６月　取締役専務 平成18年６月　代表取締役副社長　（現在に至る）	3
代表取締役副社長	伊東　千秋	昭和22年10月10日	昭和45年４月　当社入社 平成13年４月　パーソナルビジネス本部長 平成14年６月　執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成16年６月　取締役専務 平成18年６月　代表取締役副社長（現在に至る）	7
代表取締役副社長	間塚　道義	昭和18年10月17日	昭和43年４月　富士通ファコム㈱入社 昭和46年４月　当社転社 平成13年４月　東日本営業本部長 平成13年６月　取締役 平成14年６月　執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成17年６月　取締役専務 平成18年６月　代表取締役副社長（現在に至る）	5
取締役副会長	高島　章	昭和14年３月18日	昭和38年４月　通商産業省（現　経済産業省）入省 平成８年８月　㈱日本総合研究所顧問 平成９年６月　当社常務取締役 平成12年４月　専務取締役 平成14年６月　取締役専務執行役 平成16年６月　取締役副会長（現在に至る）	11

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（千株）
取締役	沢　邦彦	昭和11年６月３日	昭和34年４月　富士電機製造㈱（現　富士電機ホールディングス㈱）入社 平成７年６月　同社代表取締役副社長 平成10年６月　当社取締役（現在に至る） 平成10年６月　富士電機㈱（現　富士電機ホールディングス㈱）代表取締役社長 平成18年６月　同社相談役（現在に至る）	3
取締役	大浦　溥	昭和９年２月14日	昭和31年４月　当社入社 昭和53年７月　総合企画室長 昭和60年６月　取締役 昭和63年６月　常務取締役 平成元年６月　㈱アドバンテスト代表取締役社長 平成13年６月　同社代表取締役会長 平成15年６月　当社取締役（現在に至る） 平成17年６月　㈱アドバンテスト取締役相談役（現在に至る）	36
取締役	野中　郁次郎	昭和10年５月10日	昭和53年４月　南山大学経営学部教授 昭和54年１月　防衛大学校教授 昭和57年４月　一橋大学商学部附属産業経営研究施設教授 平成７年２月　北陸先端科学技術大学院大学教授併任 平成９年５月　カリフォルニア大学ゼロックス知識学ファカルティ・フェロー（現在に至る） 平成12年４月　一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 平成16年６月　当社取締役（現在に至る） 平成18年４月　一橋大学名誉教授（現在に至る）	0
常勤監査役	高谷　卓	昭和17年２月18日	昭和40年４月　当社入社 平成５年６月　電子デバイス事業推進本部長 平成７年６月　取締役 平成11年６月　常務取締役 平成12年４月　専務取締役 平成13年４月　代表取締役副社長 平成15年４月　代表取締役 平成15年６月　常勤監査役（現在に至る）	16
常勤監査役	藪内　裕久	昭和19年２月16日	昭和42年４月　富士通ファコム㈱入社 昭和46年４月　当社転社 平成10年４月　関西営業本部長代理 平成11年６月　取締役 平成14年６月　常務執行役 平成15年４月　経営執行役常務 平成18年６月　常勤監査役（現在に至る）	8
監査役	稲葉　善治	昭和23年７月23日	昭和58年９月　ファナック㈱入社 平成元年６月　同社取締役 平成４年６月　同社常務取締役 平成７年６月　同社専務取締役 平成13年５月　同社代表取締役副社長 平成15年６月　同社代表取締役社長（現在に至る） 平成16年６月　当社監査役（現在に至る）	0

役名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数（千株）
監査役	石原　民樹	昭和18年７月３日	昭和41年４月　㈱第一銀行（現　㈱みずほ銀行）入行 平成９年６月　㈱第一勧業銀行（現　㈱みずほ銀行）代表取締役副頭取 平成13年６月　清和興業㈱（現　清和綜合建物㈱）代表取締役社長 平成17年６月　当社監査役（現在に至る） 平成17年６月　清和綜合建物㈱代表取締役会長（現在に至る）	0
監査役	山室　惠	昭和23年３月８日	昭和49年４月　東京地方裁判所判事補 昭和59年４月　東京地方裁判所判事 昭和63年４月　司法研修所教官 平成９年４月　東京高等裁判所判事 平成16年７月　弁護士登録 平成16年７月　弁護士法人キャスト（現　弁護士法人キャスト糸賀）参画（現在に至る） 平成16年10月　東京大学大学院法学政治学研究科教授（現在に至る） 平成17年６月　当社監査役（現在に至る）	0
			計	126

（注）１．取締役　沢邦彦、野中郁次郎の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役　稲葉善治、石原民樹及び山室惠の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

６【コーポレート・ガバナンスの状況】

（１）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求し、同時に事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要です。これを実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、経営の透明性と健全性を確保するため社外役員を積極的に任用しております。また、経営の監督機能と執行機能の分離を行うことによって意思決定を迅速に行い、同時に経営責任を明確にすることに努めております。監督と執行の２つの機能間での緊張感を高めることにより、経営の透明性、効率性を一層向上させてまいります。

グループ会社につきましては、１．当社の事業の機能を分担する会社、２．当社と戦略を共有しシナジーを追求する会社、という区分のもとに位置づけを明確にし、グループ運営を行ってまいります。

（２）コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

（Ⅰ）会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

（ⅰ）会社の機関の内容及び内部統制

当社の経営の監督機関としては取締役会があり、その配下の執行機関である経営戦略会議と経営会議に代表される執行機能の経営監督を行います。

執行機関のうち、経営戦略会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定いたします。経営会議は、経営執行に関する重要事項について決定いたします。なお、経営戦略会議及び経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告され、そのうち重要な事項については、取締役会にて決定いたします。経営戦略会議は、原則として月１回、経営会議は原則として月３回開催いたしますが、いずれも必要がある場合には随時開催いたします。

また、監査機能として監査役（会）があります。監査役は、取締役会及び経営戦略会議、経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行います。

なお、取締役会は、社内取締役８名、社外取締役２名の合計10名で、監査役会は社内監査役２名、社外監査役３名の合計５名で構成されております。また、取締役の経営責任をより明確化するため、平成18年６月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を２年から１年に短縮いたしました。

（ⅱ）内部統制体制の整備の基本方針

当社は、平成18年５月25日開催の取締役会において、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項各号及び第３項各号に定める体制（内部統制体制）の整備の基本方針を以下のとおり決議いたしました。

１．目的

富士通グループは、「先進技術が支える品質の高い製品とサービスにより、お客様の課題を解決し、社会の発展に貢献すること」を目標とし、お客様、社員*、株主・投資家、お取引先・事業パートナー、地域社会・国際社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを富士通グループの行動の原理／原則である「The FUJITSU Way」において宣言しております。

また、富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生ずるリスクをコントロールすることが必要であり、このためのコーポレート・ガバナンスの強化が不可欠であるとの基本認識のもと、引続き以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

２．当社および富士通グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は、執行機関である経営戦略会議・経営会議等の執行機能の監督を行う。執行機関のうち、経営戦略会議は、経営に関する基本方針、戦略を討議し決定する。経営会議は、経営執行に関する重要事項について決定する。経営戦略会議・経営会議に付議された事項は、その討議の概要も含め取締役会に報告し、そのうち重要な事項については取締役会において決定する。

②当社は経営の監督機能を強化するため、社外取締役・社外監査役を積極的に任用する。

③取締役会は、職務執行に係わる取締役、経営執行役、常務理事（以下「経営者」という。）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。

④経営者は、「取締役会規則」、「経営戦略会議規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務の執行を行う。

⑤経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現する。

⑥経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。

⑦取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告／業務報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

(2) 取締役および社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「The FUJITSU Way」を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

②経営者は、継続的な教育の実施等により、社員に対し「The FUJITSU Way」の遵守を徹底させるとともに、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

③経営者は、富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

④経営者および社員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反の恐れのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を取締役会および監査役会に通知する。

⑤経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。

⑥取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営者は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害する恐れのあるリスクに対処するため、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスク管理体制を整備する。

②経営者は、富士通グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。

③経営者は、上記②で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。
また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

④経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規定に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。

・株主総会議事録およびその関連資料
・取締役会議事録およびその関連資料
・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書

②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(5) 富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社は、グループ各社の経営者に対し、富士通グループの企業価値の持続的向上を目的に、「The FUJITSU Way」を基本として、上記の(1)から(4)に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援を行う。

②当社は、上記①を具体化するため、グループにおける各社の役割、責任と権限、意思決定のあり方等を規定した「富士通グループ運営規定」を制定する。

③当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認等を行う。
また、富士通グループの監査役は富士通グループ監査役連絡会等を通じて、監査の視点からの富士通グループにおける課題の確認等を行う。

④当社およびグループ各社の経営者は、上記③によって抽出された経営目標達成に向けた課題の解決のために必要な施策について、十分な協議を行ったうえでこれを実施するものとし、必要に応じ、別途「富士通グループ運営規定」で定める当社への報告または承認の手続きを得るものとする。

⑤当社の内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に当社および当該グループ会社の取締役会および監査役に報告する。
グループ会社に関する事項のうち重要な事項については、当社の取締役会および監査役会に報告する。

(6) 監査役の監査の適正性を確保するための体制

＜独立性の確保に関する事項＞

①当社は監査役の職務を補助すべき社員の組織として監査役室を置き、その社員は監査役の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置する。

②経営者は、監査役室の社員の独立性を確保するため、その社員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査役と事前協議のうえ決定する。

③経営者は、監査役室の社員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する社員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②による独立性の確保に配慮する。

＜報告体制に関する事項＞

①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。

②当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。

③当社およびグループ各社の経営者ならびに社員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。

＜実効性の確保に関する事項＞

①当社およびグループ会社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。

②内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。

③監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明および報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施する。

＊「The FUJITSU Way」では富士通グループの従業員を「社員」と呼称しており、この基本方針においても同様の用法を用いております。

(ⅲ)監査役監査、内部監査及び会計監査の状況

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、取締役会及び経営戦略会議、経営会議などの経営執行における重要な会議に出席し、取締役会及び執行機能の監査を行います。

また、内部監査組織としては経営監査部を設置しております。経営監査部は、社内及び関係会社の業務監査を行い、業務の改善提案を行うと共に、監査結果を経営会議で定期的に報告しております。

会計監査人である新日本監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告するとともに、必要に応じて意見交換するなど、連携して業務監査を行っております。

なお、当社の会計監査業務を実施した新日本監査法人所属の公認会計士は鈴木洋二（当社の継続監査年数22年*）、持永勇一（同９年*）、角田伸理之、唐木秀明の４名であります。また、監査補助者として新日本監査法人所属の公認会計士21名、会計士補25名、その他5名が監査業務に従事しております。

*新日本監査法人は、公認会計士法上の規制開始及び日本公認会計士協会の自主規制実施に先立ち自主的に業務執行社員の交替制度を導入しており、鈴木洋二、持永勇一の両名は当連結会計年度の会計監査業務の終了をもって交替する予定となっております。

(ⅳ)会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係の概要

１．社外取締役及び社外監査役との利害関係

当社の社外取締役及び社外監査役は次のとおりであり、各社外取締役及び監査役と特別の利害関係はありません。

社外取締役：沢　邦彦、野中　郁次郎

社外監査役：稲葉　善治、石原　民樹、山室　惠

２．社外取締役及び社外監査役が取締役または監査役に就任する会社との利害関係

取締役　沢　邦彦が相談役を務める富士電機ホールディングス株式会社を持株会社とする富士電機グループは、当社の株式の4.74％を所有するほか、退職給付信託として当社の株式の6.68％を所有しております。また、当社は同社の株式の9.96％を所有しており、提出日現在、当社の相談役が富士電機ホールディングス株式会社の取締役に就任し

ております。同社と当社の間には営業取引関係があります。
当社は、監査役　稲葉　善治が代表取締役を務めるファナック株式会社の株式を7.78％所有しており、提出日現在、当社の代表取締役が同社の監査役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。
また、監査役　石原　民樹が代表取締役を務める清和綜合建物株式会社は当社の株式の0.04％を所有しており、同社と当社グループの間には営業取引関係があります。
なお、会社法上の社外取締役ではありませんが、取締役　大浦　溥が取締役相談役を務める株式会社アドバンテストにつきましては、当社は、その株式の10.09％を退職給付信託として所有しており、提出日現在、当社の代表取締役及び監査役が、それぞれ同社の取締役及び監査役に就任しております。同社と当社の間には営業取引関係があります。

(ｖ)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの実施状況
＜基本的な考え方＞
当社グループでは、Mission（目標）、Values（指針）、Code of Conduct（行動の規範）を定めた「The FUJITSU Way」を、企業及び社員の行動の原理原則として位置づけております。
この「The FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速させ、業務の適正性を確保するための体制と仕組みを構築することにより、事業活動の執行における健全性と効率性を追求してまいります。
＜実施状況＞
「The FUJITSU Way」の浸透、定着を一層加速するため、平成16年７月に経営会議直属の委員会として「The FUJITSU Way推進委員会」及び「行動の規範推進委員会」を設置し、加えて、従来独自に活動していた「リスク管理委員会」及び「環境委員会」をその下部機能として再編し、体制を整備いたしました。
「The FUJITSU Way推進委員会」においては、リスクマネジメントの推進策として、リスクに対する意識の浸透と潜在的なものも含めたリスク情報の抽出を行うことにより、予防対策の実行状況の確認を継続的に行っております。加えて、日本版SOX法制定に先行して、平成17年度下期より、財務報告の有効性・信頼性に係わる内部統制システムの構築プロジェクトに着手いたしました。専任の推進組織の設立とともに、国内外のグループ企業を含めた推進体制の構築、ノウハウ蓄積・人材育成を含めた全グループへの展開を開始しております。同プロジェクトにおいては、同時にグループ全体の業務プロセス改革による効率性の追求も目標としております。
下部組織である委員会の機能は以下のとおりです。

・行動の規範推進委員会
社会規範および社内ルールの浸透の徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのための社内体制／仕組みの構築を推進しております。平成16年９月より、社員からの内部通報・相談の窓口として「ヘルプライン制度」を設け、行動の規範の徹底に努めております。

・リスク管理委員会
具体的な発生事案に関する情報の把握と発生リスクによるお客様及び当社グループ全体への影響を極小化するための対策を行っております。重要な事項は、経営会議や取締役会に報告し対応を協議するとともに、当社グループ全体への周知徹底を行い、当社グループ全体での危機管理体制の強化を図っております。

・環境委員会
「富士通グループ環境方針」、「富士通グループ環境行動計画」に基づき、当社グループ全体での環境活動の推進・強化を図っております。

財務報告の有効性・信頼性に係わる内部統制システムの構築にあたっては、会計監査人の意見を斟酌しながら、プロジェクトを推進しております。

（vi）当社のコーポレート・ガバナンスの体制

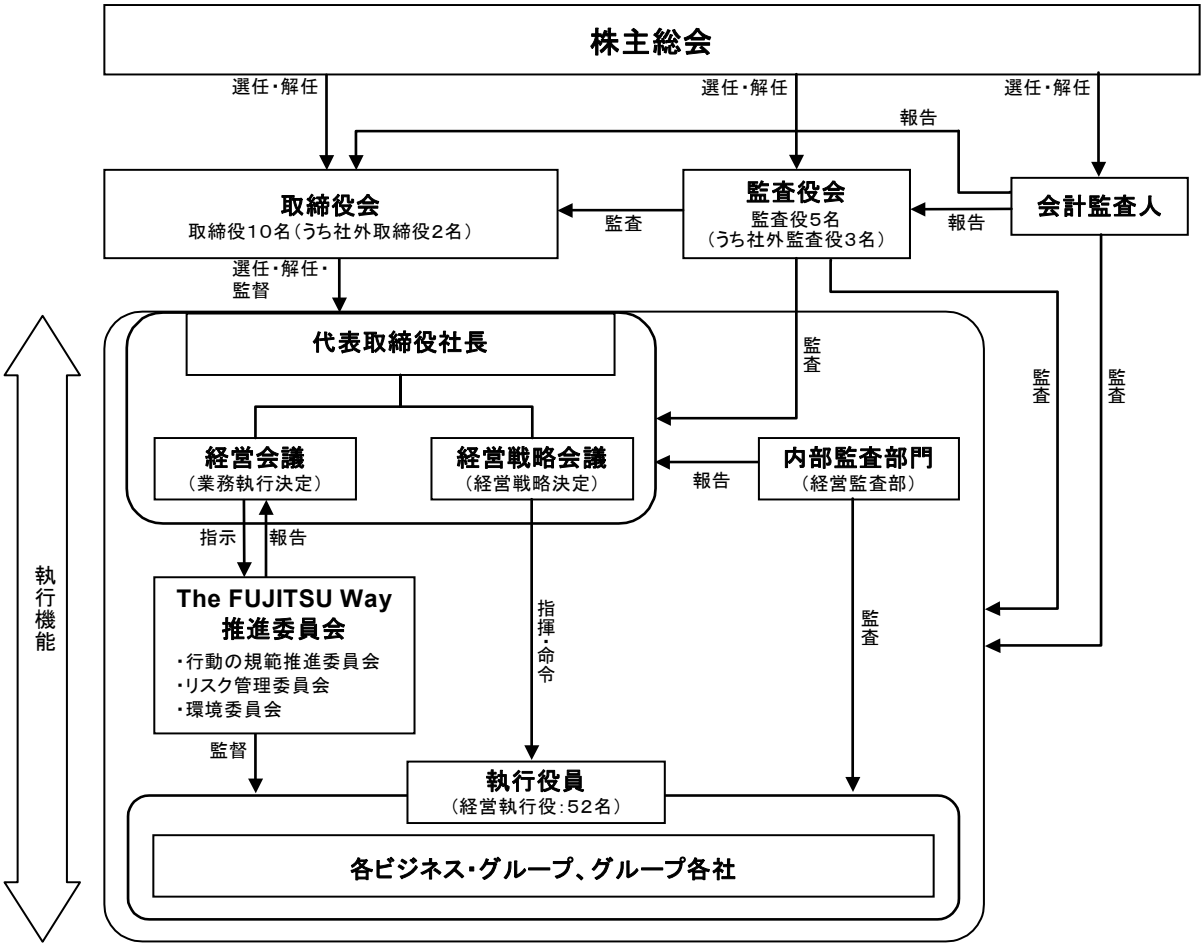

（Ⅱ）役員報酬の内容

当事業年度中に当社の取締役及び監査役に支払った報酬の額は次のとおりです。

（単位：百万円）

	定額報酬		賞　　与		退職慰労金	
	人数	支払総額	人数	支払総額	人数	支払総額
取締役	12名	245	０名	0	２名	45
（内、社外取締役）	２名	9	－	－	－	－
監査役	７名	54	０名	0	２名	15
合計	19名	299	０名	0	４名	60

（注）１．株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役　月額60百万円以内（平成３年定時株主総会）

監査役　月額５百万円以内（平成元年定時株主総会）

なお、平成18年６月23日開催の定時株主総会の決議により、報酬限度額を次のとおり改定しております。

取締役　年額600百万円以内

監査役　年額100百万円以内

（注）２．取締役及び監査役の人数は、平成17年６月に退任した取締役及び監査役を含みます。

（Ⅲ）監査報酬の内容

当社及び連結子会社が新日本監査法人に対して支払うべき報酬等の額は682百万円、うち公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する業務に基づく報酬等の額は、597百万円であります。このうち、当社が支払うべき報酬等の額は224百万円であります。なお、証券取引法（昭和23年法律第25号）に基づく監査の報酬と株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）（以下、監査特例法）に基づく監査の報酬を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は監査特例法に基づく監査の報酬を含みます。